

四日市市告示第170号

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市地域防災組織育成助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市地域防災組織育成助成事業補助金交付要綱（平成29年四日市市告示第203号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） 2 この要綱は、 <u>令和4年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） 2 この要綱は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

（危機管理監危機管理室）